

## 埼玉県不正軽油撲滅対策協議会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、埼玉県不正軽油撲滅対策協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、軽油引取税の脱税防止と県民の健康・環境を守るため、行政、警察及び販売者・消費者団体が連携して不正軽油撲滅に関する意見・情報交換及び広報活動等を通じ、不正軽油の撲滅を図ることを目的とする。

### (構成員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 一般社団法人埼玉県建設業協会会長
- (2) 埼玉県石油業協同組合理事長
- (3) 一般社団法人埼玉県トラック協会会長
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会会長
- (5) 一般社団法人埼玉県ダンプカー協会会長
- (6) 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会会長
- (7) 関東信越国税局課税第二部消費税課長
- (8) 関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課長
- (9) 関東運輸局埼玉運輸支局首席陸運技術専門官
- (10) 埼玉県警察本部生活安全部生活経済課長
- (11) 埼玉県総務部税務局長
- (12) 埼玉県危機管理防災部消防課長
- (13) 埼玉県環境部大気環境課長
- (14) 埼玉県環境部産業廃棄物指導課長
- (15) 埼玉県保健医療部薬務課長
- (16) 埼玉県総務部税務課長
- (17) 軽油引取税所管事務所長

2 本会に会長を置き、会長は埼玉県総務部税務局長があたる。

### (会長の職務等)

第4条 会長は本会を統括し、代表する。

### (事務局)

第5条 本会の事務局は、埼玉県総務部税務課内に置く。

### (協議事項)

第6条 本会は、次の事項について協議する。

- (1) 不正軽油取締りのための広域的な協力体制の構築に関すること。
- (2) 不正軽油撲滅のための意見交換、情報交換に関すること。
- (3) 不正軽油撲滅のための広報に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

(運営)

第7条 本会は、会長が招集し、主催する。

2 会長は、本会の実施事項に関係ある者について出席を求めることができる。

3 本会は必要により専門部会を設置することができる。

4 専門部会の委員は会長が定める。

附則 この要綱は、平成14年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年10月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年6月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。